

第4次国有林野事業流域管理推進アクションプログラム (十勝流域)

1 流域の特色(国有林 419千ha、民有林 278千ha)

本流域は、1市16町2村を包含した十勝支庁からなり、北海道の東南部に位置している。

地形は、北部には三国山や十勝岳などの山々が連なる大雪山系、西部には芽室岳や神威岳などの急峻な山々が連なる日高山脈、東部は雌阿寒岳などの阿寒山系によって分水嶺を呈しており、それらの山系を水源とする大小の河川が合流して十勝川となり、歴船川、豊似川の河川とともに太平洋に注いでいる。

地質は、十勝岳・樽前山・恵庭岳等の火山灰に由来する黑色火山性土が大部分を占める一方で、主要河川沿いには泥炭・粘性土・砂・礫等が堆積している。

気象は、夏季は高温、冬期は低温乾燥となり、特に冬期の十勝平野は降雪量が少なく、晴天の日が続き、年平均気温は6 程度である。

流域の産業は、農業が管内の基幹産業であり、広大な十勝平野における畑作や酪農を中心としている。

漁業については寒暖2海流が接する好漁場を有しており、沿岸・沖合漁業が盛んである。工業は、農畜産物加工を主体とする食料品製造業と、木材・木製品製造業の地方資源型工業が中心となっている。

また、温泉・渓谷・湖沼・豊かな森林景観、特に十勝平野の広大な田園風景と各山系の雄大な山岳風景とのコントラストなど、豊富な観光資源に恵まれ、北部には、十勝川源流部原生自然環境保全地域を擁する大雪山国立公園、東部には神秘的な湖であるオンネトーが位置する阿寒国立公園、西部には、国有林野事業独自の森林保護制度である日高山脈中央部森林生態系保護地域が設定されている日高山脈襟裳国定公園が在するなど、豊かな自然環境に恵まれている。

このような中であって、産業資材等の持続的供給等による地域産業の更なる振興はもとより、生物多様性の保全、国民生活の安全・安心に資する治山事業等国有林野の公益的機能の発揮が期待されているところである。

2 流域内で優先的に取り組むべき課題

(1) 計画的な木材供給の推進

地域木材産業の振興に資するため、十勝流域における森林資源及び林業生産活動によって生ずる木質産業廃棄物や林地残材を地域のエネルギー資源として有効に活用できないか求められている。

現在、ペレット生産工場が完成し、ペレットボイラーが公共施設に導入されるなど取り組みは始まったばかりであるが、今後においては、ペレット原料の低コスト化の研究等への支援が必要である。

また、豊富な人工林資源に加え、外材輸入量の減少から、カラマツを中心に十勝の木材が見直されつつある一方、実際の木材は流域外に流通している面が大きいことから、民有林と国有林の連携により、路網と林業機械を組み合わせた低コスト高効率作業システムの普及啓発、生産目標や施業の共通化等に取り組むことが必要である。

(2) 森林施業の効率化・共通化等の取組

木材生産の効率化に向け、森林整備協定に基づく共同施業団地内での民国連携した森林整備に取り組む必要がある。

また、新たな森林整備協定締結に向けた情報収集等の取組が必要である。

(3) 上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報提供、林業体験活動等

近年、森林施業の取組として地域の住民とともに、いかに地域の特性を活かした森林づくりを進めるかといったコンセプトが広く一般的となってきた中、地域からの自然環境の取組として国有林のフィールドを活用し地域の活性化を図りたいとの強い要望があること、「国民参加の森づくり」の方針から下流住民等に対する情報提供や林業体験活動等を図る必要がある。

3 国有林野事業に対する流域内のニーズ・要望

十勝流域における国有林に対するニーズや要望を把握するため、公共機関(市町村、教育委員会等)及び林業関係者、ボランティア団体等にアンケート調査等により、平成21年11月から12月にかけて意見聴取したところ、ニーズ・要望等が以下のとおり110件(複数回答)寄せられた。

なお、要望等は内容により、計画的な木材供給の推進、森林施業の効率化・共通化等の取組、林業技術の開発・普及啓発、林業事業体の育成、安全・安心への取組、生物多様性保全に配慮した取組の推進、上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報提供、林業体験活動等に区分した。

計画的な木材供給の推進(15件)

- ・間伐材の利用、未利用材等の木質バイオマス資源の需要拡大、PR活動の実施
- ・システム販売等による地域材の安定供給
- ・木材需給に関する情報交換や動向把握
- ・カラマツを初めとする地域材の需要拡大の推進、PR活動の実施 外

森林施業の効率化・共通化等の取組(11件)

- ・森林整備推進協定等の締結へ向けた検討
- ・民国一体となった事業を検討するため、情報交換会・意見交換会の設定
- ・低コスト作業システム等の導入に向けた情報交換・検討会の実施 外

林業技術の開発・普及啓発、林業事業体の育成(12件)

- ・民国一体となった知識・技術向上のための交流・研修会等の実施

- ・ 国有林の林業技術等についての情報提供
- ・ 緑の雇用対策へのフィールド提供
- ・ 新たな担い手となる高校生や大学生への研修等の実施、研修フィールド提供
- ・ 「緊急雇用対策」等により林業へ新規参入した者に対する林業労働災害防止の教育、研修等の実施、フィールドの提供
- ・ 雇用の安定化、地域振興への寄与のため事業量の安定的な確保
- ・ アカエゾマツ間伐材の需要拡大のための技術開発の推進 外

安全・安心への取組（8件）

- ・ 治山連絡会議等の開催による安全・安心への取組状況等の情報共有
- ・ 民国連携による森林保全事業の実施
- ・ 森林の多面的機能及び森林保全事業の周知、防災情報等の発信
- ・ 治山技術の研修会等の実施
- ・ 治山工事・保安林整備事業等の計画的・継続的な実施 外

生物多様性保全に配慮した取組の推進（9件）

- ・ 生物多様性に関する検討会、勉強会、シンポジウム等の開催及びP R
- ・ エゾシカ等による鳥獣被害対策の実施 外

上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報提供、林業体験活動等（55件）

- ・ 森林環境教育等の積極的な実施
- ・ 民国連携した住民参加型イベントの開催
- ・ 森林環境教育プログラムの提示（メニュー化）
- ・ 各種協定の締結に係るフィールドの提供及び技術支援
- ・ 森林管理署等のホームページの充実
- ・ レクリエーションの森等、地域住民が利用する森林の遊歩道等の整備
- ・ 国有林への大型ゴミ等不法投棄に対する防止P Rと取締の強化 外

4 国有林野事業が率先して行う取組

計画的な木材供給の推進

ア) 目標

- ・ 間伐材の利用促進、木材需要のニーズに合わせた安定的な供給の取組
- ・ 未利用材利用等木質バイオマス資源の需要拡大に資する取組

イ) 連携・協力機関

関係行政機関、関係業界、森林・林業活性化協議会等

ウ) 取組方向

- ・ 間伐材利用拡大に向けた普及・啓発及び木質バイオマス資源の積極的利用促進、P R活動の実施
- ・ 木質バイオマス資源の需要拡大に応じた林地残材等の活用に向けた取組

森林施業の効率化・共通化等の取組

ア) 目標

- ・低コスト作業システムの普及
- ・民有林と国有林が隣接する地域での施業の集約化
- ・森林整備協定締結等による森林共同施業団地設定の推進

イ) 連携・協力機関

関係行政機関、関係業界、森林・林業活性化協議会等

ウ) 取組方向

- ・森林施業共同団地等において町有林と国有林が一体となって計画的かつ効率的な森林整備の推進
- ・森林整備協定締結等による森林共同施業団地設定の取組
- ・低コスト高効率作業システムの確立に向けた民国連携の現地検討会等の開催
- ・低コストで崩れにくい作業道などを主体とした路網整備の取組

林業技術の開発・普及啓発、林業事業体の育成

ア) 目標

- ・新たな担い手の確保による林業事業体の育成
- ・林業技術の普及・啓発の推進

イ) 連携・協力機関

関係行政機関、関係業界、森林・林業活性化協議会等

ウ) 取組方向

- ・緑の雇用対策事業の実施及び林業事業体が主催する研修、現地検討会の推進
- ・林業の次世代を担う高校生への体験林業の実施
- ・民国連携した森林の整備・保全
- ・低コスト作業システム等の現地検討会の実施
- ・施業モデル林設定の取組
- ・林地残材の利活用など

安全・安心への取組

ア) 目標

森林の持つ多様な機能の発揮

イ) 連携・協力機関

関係行政機関、関係業界等

ウ) 取組方向

民国一体となった森林の保全・整備の実施など

生物多様性保全に配慮した取組の推進

ア) 目標

- ・生物多様性に配慮した事業の実施

- ・エゾシカ対策の推進
- イ) 連携・協力機関
 - 関係行政機関、関係業界等
- ウ) 取組方向
 - ・希少野生動植物の保護・繁殖に資する生息環境の整備
 - ・エゾシカ食害対策等の取組

上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報提供、林業体験活動等

- ア) 目標
 - 森林環境教育等の推進と森林の公益的機能に対する理解の推進。
- イ) 連携・協力機関
 - 関係行政機関及び教育機関、NPO法人及びボランティア団体等
- ウ) 取組方向
 - ・森林環境教育等の実施や育樹祭等の開催及び協力
 - ・森林教室等への講師派遣や各種協定締結に係るフィールドの提供
 - ・レクリエーションの森等の整備を民間団体と共同で実施など

流域名・流域番号	十勝流域(001)	担当部署	十勝東部森林管理署 十勝西部森林管理署 東大雪支署
計画期間	平成22年4月1日～平成25年3月31日		